

令和4年度 福岡県循環器病対策推進計画に係る個別施策一覧

資料3

施策		個別施策	推進計画 頁番号	事業概要	令和4年度実施計画・検討状況等
項目	区分				
1	循環器病の予防や正しい知識の普及啓発				
	(1)	生活習慣病の発症、重症化予防の取組の強化			
		①生活習慣病の予防の推進	14	望ましい生活習慣や基礎疾患の管理の重要性に関する普及啓発、保険者等と連携した生活習慣病の予防や改善に係る取組を推進する。 たばこが健康に及ぼす影響に関する普及啓発や禁煙支援、健康増進法に基づく受動喫煙防止対策を推進する。	「健(検)診受診率の向上」「食生活の改善」「運動習慣の定着」を取組の柱とする「ふくおか健康づくり県民運動」を実施する。 たばこ対策推進会議において、たばこ対策の具体的な方策を協議するとともに、若年者の喫煙防止セミナーの開催、禁煙相談員の養成及び卒煙サポート薬局の登録による禁煙支援を実施する。
		②特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上等に向けた取組	17	○特定健康診査実施率向上 ○特定保健指導の効果的な実施	9月の健(検)診受診促進月間に合わせ、保険者協議会など関係団体と作成した受診勧奨チラシを配布する。 保険者協議会など関係団体と連携し、保健指導従事者を対象とした研修を実施する。
			17	○高血圧、心房細動等の未受診者対策や必要に応じた保健指導などの推進	生活習慣病等の治療や検査が必要な者に対して受診勧奨が適切に行われるよう、市町村、各保険者及び関係機関と連携して取組を推進する。 糖尿病をはじめとする生活習慣病等の治療や検査が必要な者に対し、受診勧奨が適切に行われるよう、市町村、各保険者及び関係機関と連携して取組を実施する。
	(2)	循環器病に関する正しい知識の普及啓発			
		・早期受診の推進(循環器病の前兆及び症状、発症時の対処法等の啓発)	19	○知識の普及啓発	県民に対する循環器病の前兆等について周知を行う。 循環器病に関する県民公開講座の開催(特徴的な症状や非常時の対処法、生活習慣病との関係性など) ※脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業を活用し、センターと連携し施策を実施
			19	○症状出現時における対応などの県民への啓発	県民に対する自動体外式除細動器(AED)の普及啓発を図る。 AEDの設置及び救急法等講習会の実施
2	保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実				
	(1)	救急搬送体制の整備			
		・専門的治療が実施可能な医療機関に早期に到着できる救護体制の充実	23	○病院前救護体制の充実	救急業務高度化推進事業 救急業務メディカルコントロール協議会において県内の救急業務の充実強化を図る
			23	○救急医療体制の強化	県民に対する自動体外式除細動器(AED)の普及啓発を図る。 救急医療を担う医療機関の施設整備による診療機能維持を図る。 救命救急センターにおいて、重篤な救急患者に対応するため必要な医療機器の整備を図る。 AEDの設置及び救急法等講習会の実施 救急医療施設等の設備費、施設整備費及び運営費の補助
	(2)	急性期から慢性期までの切れ目のない医療提供体制の構築			

施策		個別施策	推進計画 頁番号	事業概要	令和4年度実施計画・検討状況等	
項目	区分					内容
		①脳卒中に関する医療提供体制	28	・各郡市区医師会へ在宅医療体制推進に係る取組の補助を行い、包括的かつ継続的な在宅医療提供体制の推進を図る。 ・在宅医療の関係者からなる会議を開催し対策の協議及びネットワーク構築を図る。 ・福岡県地域在宅医療センターにおいて、各地域における在宅医療・介護連携にあたっての課題検討、関係機関との情報共有・連携を図る。	在宅医療提供体制充実強化事業、在宅医療推進協議会運営事業、地域在宅医療支援センター事業、地域在宅医療センター機能強化事業にて、施策を実施する。	
		②心血管疾患に関する医療提供体制	34	・各郡市区医師会へ在宅医療体制推進に係る取組の補助を行い、包括的かつ継続的な在宅医療提供体制の推進を図る。 ・在宅医療の関係者からなる会議を開催し対策の協議及びネットワーク構築を図る。 ・福岡県地域在宅医療センターにおいて、各地域における在宅医療・介護連携にあたっての課題検討、関係機関との情報共有・連携を図る。	在宅医療提供体制充実強化事業、在宅医療推進協議会運営事業、地域在宅医療支援センター事業、地域在宅医療センター機能強化事業にて、施策を実施する。	
	③医療従事者等の人材確保及び育成	○医師・歯科医師に関するもの	○医師・歯科医師に関するもの	37	【寄附講座設置事業】県内の医学部を有する大学(九州大学・福岡大学・久留米大学・産業医科大学)に寄附講座を設置し、救急医療体制や周産期医療体制、へき地医療体制に課題のある医療機関に対し医師を派遣する。 【緊急医師確保対策奨学金】久留米大学医学部に福岡県特別枠を設け、医師確保が困難な診療科に将来従事しようとする医学生に奨学金を貸与する。 【専門研修資金貸与事業】県が指定する診療領域(産科・小児科・総合診療)において、専門医の取得を目指す医師に対し研修資金を貸与する。 【自治医科大学運営費負担金】自治医科大学運営費を負担することにより、自治医科大学卒業医師を県内のへき地医療に派遣する事業。	【寄附講座設置事業】令和4年度から令和6年度までの派遣については、八女・筑後、田川、京築にある6医療機関に対し、毎年20名の医師を派遣する。 【緊急医師確保対策奨学金】令和4年度は、新たに入学者5名に対し、奨学金を貸与している。(令和4年度貸与者:22名) 【専門研修資金貸与事業】貸与期間の継続者及び新規申請者に対し研修資金を貸与する。 【自治医科大学運営費負担金】8医療機関に10名派遣する。
			○薬剤師に関するもの	37	福岡県薬剤師会が、学会と共同で県内で研修を実施し専門薬剤師などの資格認定を取得しやすい環境を整備している。県は基金事業を活用し本研修事業に助成。	腫瘍、腎臓病及び糖尿病の薬物療法並びに緩和ケアに関するセミナーを開催予定。
			○管理栄養士・栄養士に関するもの	38	管理栄養士・栄養士養成施設や関係団体等と連携し、人材の確保や資質の向上を図る。	各保健所において、管理栄養士・栄養士養成施設からの臨地実習の受入を実施する。
			○歯科衛生士に関するもの	38	歯科保健に関する研修の実施や求人情報の提供により歯科衛生士の資質向上と活用を図る。	県歯科医師会と連携し、未就業歯科衛生士名簿を作成し、名簿登録者に対する情報提供や研修を実施する。
		○保健師に関するもの	38	保健師に関する研修の実施や市町村保健師就職懇談会の実施等により保健師の資質向上と人材確保を図る。	階層別研修や市町村保健師就職懇談会を実施する。	
		○看護師・准看護師に関するもの	38	訪問看護等の医療・介護・福祉サービスに従事する看護職員の需要が増加傾向にあることを踏まえ、看護師等の確保に努める。離職時の届出制度による届出を促進し、就業啓発及び再就業の支援を図る。循環器病に関する高度で専門的な医療に対応できるよう、看護師等の資質の向上を図り、看護の専門性向上に努める。	①福岡県ナースセンター及び各サテライトにおいて、求人施設の勤務環境の把握や求職者の希望にあった無料職業紹介を行う。 ②離職者の就労に対する不安を解消できるよう、実践的な研修を実施する。 ③特定行為を行う看護師を養成するため、特定行為研修の受講を促進する医療機関を支援する。	
		○理学療法士・作業療法士・言語聴覚士に関するもの	38	厚生労働省所管の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士養成施設の指定等を行う。	養成施設からの申請を法令、基準に基づき審査する	
		○介護支援専門員に関するもの	39	介護支援専門員実務研修受講試験や各種研修を実施することで介護支援専門員の養成、資質の向上を図る。	介護支援専門員実務研修受講試験や各種研修を実施することで介護支援専門員の養成、資質の向上を図る。	

施策		個別施策	推進計画 頁番号	事業概要	令和4年度実施計画・検討状況等	
項目	区分					内容
	④患者の状態に応じたリハビリテーションの提供や適切な緩和ケアの推進	○リハビリテーションの体制整備	40	介護職員等を対象とした口腔ケア等の重要性の理解を深める研修の実施により、在宅歯科医療と連携した摂食・嚥下リハビリテーションを推進する。	県歯科医師会と連携し、高齢者施設や障がい者(児)施設の職員等を対象とした口腔ケアの重要性等を学ぶ研修を実施する。	
				各地域に設置した在宅歯科医療連携室に歯科衛生士を配置し、相談や関係機関との連携を促進し、在宅歯科診療支援体制の推進を図る。	訪問歯科診療推進整備事業を活用して施策を実施する。	
		○介護サービスの確保	40	介護老人保健施設等の開設許可、許可の更新及び変更許可に際し、現地調査等を実施し、各施設の構造等が法令に定められた基準に適合していることを確保する。	施設の適正な運営確保について必要な指導を行う。	
				介護サービスを必要とする利用者のために、国の定める基準を満たしている事業所を指定するとともに、指定事業所に対し適切な運営がなされているか指導・監督する。	安心して介護サービスを利用できるよう事業者指導を実施するとともに、必要に応じて監査を実施する。	
				利用者が公表された介護サービス情報をより一層活用できるよう制度の充実を図り、その周知に努める。	介護サービス情報の公表制度の事業者への周知、事業所で実地確認を行う調査員養成に必要な研修を行う。	
			○福岡県障がい者リハビリテーションセンターによる支援	41	福岡県障がい者リハビリテーションセンターによる支援	福岡県障がい者リハビリテーションセンターによる支援
		○医師等に対する緩和ケア研修会の実施	41	専門的な緩和ケアの質を向上させ、患者と家族のQOLの向上を図るため、関係学会等と連携して、医師、歯科医師、薬剤師等に対する循環器病の緩和ケアに関する研修会等を通じて、緩和ケアの提供体制を充実させる。	脳卒中・心臓病等総合支援センターと連携し施策を検討する。	
	(3)	在宅療養等が可能となる環境の整備				
		・地域包括ケアシステムの構築	○日常の療養支援	43	在宅医療の関係者からなる会議を開催し対策の協議及びネットワーク構築を図る。 ・福岡県地域在宅医療センターにおいて、各地域における在宅医療・介護連携にあたっての課題検討、関係機関との情報共有・連携を図る。 ・医療機関同士や訪問看護ステーション同士が連携して24時間在宅医療体制を確保できるよう支援する。	福岡県在宅医療推進協議会運営事業、地域在宅医療支援センター事業及び訪問看護ステーションスキルアップ事業を活用して施策を行う。
		・かかりつけ医等の機能の充実と各専門職による支援	○かかりつけ医等を中心とした在宅療養支援体制の構築		43	歯科疾患の予防や口腔機能の維持・向上、地域包括ケアシステムの推進等のため、かかりつけ歯科医の重要性について普及啓発を行う。 福岡県薬剤師会が、学会と共同で県内で研修を実施し専門薬剤師などの資格認定を取得しやすい環境を整備している。県は基金事業を活用し本研修事業に助成。(再掲)
			かかりつけ医や看護師等の在宅療養支援者を対象とした研修会を開催し、支援者の資質向上と支援者間のネットワーク体制を整備する。	福岡県在宅医療推進協議会運営事業及び地域在宅医療支援センター事業を活用し、施策を実施。		
(4)	小児期から成人期までの成育過程を通じた循環器病対策					
	・小児期から成人期まで必要な医療を切れ目なく行える体制の整備、自立支援の推進	○移行医療体制の整備	45	小児期と成人期の診療科間の連携を図り、必要な医療を切れ目なく受けられるよう移行医療支援、療養生活に係る情報提供・相談支援の在り方について検討を行う。	小児慢性特定疾病患者の医療費受給者証の更新手続の際に、移行期に関するアンケートを同封し、県内の移行期医療の現状及びニーズについて調査を実施する。	
		○学校健診等の実施	45	健康診断の実施により児童生徒の循環器病を早期に発見し、適切な指導を行うことで、QOL向上の支援、突然死の予防につなげる。	学校医や関係機関と連携し、実施する。	
		○学校生活の支援	45	高等学校等に特別支援教育支援員(介助・学習支援)の配置	県立高等学校等が申請し、その対象生徒の状況から必要に応じて特別支援教育支援員を配置する	

施策			個別施策	推進計画 頁番号	事業概要	令和4年度実施計画・検討状況等	
項目	区分	内容					
3	多職種連携による循環器病患者への支援の充実						
		(1)	循環器病に関する適切な情報提供・相談支援				
			・科学的根拠に基づく正しい情報提供、患者に対する総合的な相談支援	○情報提供支援	46	患者や家族が利用できる制度などの情報提供を行う。	ホームページ及び動画作成など ※脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業を活用し、センターと連携し施策を実施
				病院等を対象に医療機能調査を行い、その内容を「ふくおか医療情報ネット」へ反映させ、県民に情報提供し、適切な病院等の選択を支援する。		昨年に引き続き、病院等を対象に医療機能調査を行い、その内容を「ふくおか医療情報ネット」へ反映させ、県民に情報提供し、適切な病院等の選択を支援する。また、当該業務を(公社)福岡県メディカルセンターへ委託する。また令和5年度に全国統一システムへ移行するにあたり、令和4年度はテストデータの移行を計画している。	
				県民が薬局の選択を適切に行うことを支援するため、「福岡県薬局情報ネット」において、専門の資格を有する薬剤師の人数や相談可能な内容などの薬局が有する機能の情報提供を実施。		随時更新し、最新の薬局情報の提供に努める。	
			○相談支援体制の構築	47	循環器病患者やその家族が病期に応じて生じる身体的・精神的・社会的な悩み等について、医療機関や患者団体等の機関相互の連携を推進する。	循環器病患者やその家族の相談支援窓口の設置 (生活上の注意点や療養場所、後遺症、仕事と治療の両立に係る相談など) ※脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業を活用し、センターと連携し施策を実施	
			福岡県地域在宅医療センターにおいて、各地域における在宅医療・介護連携にあたっての課題検討、関係機関との情報共有・連携を図る。		地域在宅医療支援センター事業を活用して施策を実施。		
		(2)	循環器病の後遺症を有する者に対する支援				
			・後遺症を有する者に対する経済的支援、福祉サービスの提供等	○高次脳機能障がいの後遺症を抱えた者に対する支援	49	専門的相談支援を行うとともに、支援ネットワークの充実等、支援体制の確立を図る	高次脳機能障がい拠点機関についての周知を図るとともに、関係機関と連携し支援を実施する
				○意思表示やコミュニケーション支援	49	失語症者向け意思疎通支援者養成研修、派遣	失語症者向け意思疎通支援者養成研修、派遣
		(3)	治療と仕事の両立支援・就労支援				
			・患者の状況に応じた治療と仕事の両立支援、就労支援等の取組を推進	○事業主への理解促進(事業者を対象とした意識啓発セミナーの開催)	50	循環器病患者が社会に受け入れられ、自身の病状に応じて治療の継続を含めて、自らの疾患と付き合いながら就業できるよう、事業者を対象とした意識啓発セミナーを開催し、事業主への理解の促進を図る。	脳卒中・心臓病等総合支援センターと連携し施策を検討する。
				○循環器病患者の社会復帰の促進(両立支援コーディネーターの配置)	50	循環器病の医療提供を行う医療機関に、両立支援コーディネーターの配置を促し、循環器病患者の社会復帰の促進を図る。	脳卒中・心臓病等総合支援センターと連携し施策を検討する。
		○障害者就業・生活支援センター等における相談支援		50	障害者就業・生活支援センター等において、後遺症等障がいのある方の、一人一人の状態に応じた業務内容や働き方、配慮事項等について相談に応じるとともに、公共職業安定所(ハローワーク)等と連携し、必要な支援を実施。	障害者就業・生活支援センター等において、後遺症等障がいのある方の、一人一人の状態に応じた業務内容や働き方、配慮事項等について相談に応じるとともに、公共職業安定所(ハローワーク)等と連携し、必要な支援を実施。	
		○中小企業障がい者雇用拡大事業		50	障がいのある求職者と企業とのマッチングを柱として、就職相談から職場実習、職業紹介、就職後の職場定着までの一連の支援を実施する。	障がいのある求職者と企業とのマッチングを柱として、就職相談から職場実習、職業紹介、就職後の職場定着までの一連の支援を実施する。	
		○福岡障害者職業能力開発校における職業訓練の実施		50	障がい者を対象とした職業訓練を実施	障がい者の雇用促進を図るため、障がい者能力に適應した知識及び技能を習得するための職業訓練を実施する。	